

contents

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 不同意性交罪成立とこれからの性教育…………… 1 | 出会いは世界を広げていく⑨…………… 9 |
| わたしたちの性教育アクション⑨…………… 7 | 今月のブックガイド…………… 10 |
| 多様な性のゆくえ⑩…………… 8 | JASEインフォメーション…………… 11 |

不同意性交罪成立とこれからの性教育

元目白大学教授 内山 絢子

不同意性交罪へ名称変更

2023年6月16日、刑法等が改正され、以下の変更がなされるようになった。施行は2023年7月13日からである。

1. 強制わいせつを不同意わいせつ、強制性交と準強制性交とを合わせて不同意性交へ名称変更（同意のないわいせつ・性交は犯罪である）
2. 性交同意年齢の引き上げ（13歳から16歳）
3. 16歳未満の者に対する面会要求・わいせつ写真等の撮影罪等の新設
4. 公訴時効の停止・延長

改正の背景と改正内容についてみていこう。

1.改正の背景

刑法の性に関わる犯罪の部分は、2017年に改正された時、3年後の見直しが課題とされていた。法務省では、法律や心理治療の専門家のほか性犯罪被害者も交えた検討会を設けて見直し案が論議されていた。また、2019年3月、性犯罪に対して4件の無罪判決が

相次いだことも今回の改正に一役買っていると考えられる⁽¹⁾。このうち、多くの専門家が疑問視した愛知県の事例をみてみよう。事件概要は以下のとおりである。

同居の実子である被害者が中学2年生の頃から性交等の性的虐待行為を継続的に繰り返し、当初は被害者は抵抗していたものの、次第にその程度が弱まっていた。被害者が19歳時に、県内のホテルで被害者の抗拒不能に乗じて性交を行ったとして、準強制性交罪で起訴された。裁判では、被告人は性交の事実について認めており、いずれも被害者の意に反するものであったことは裁判所も認定したが、被告人による長年の性的虐待はあったものの、被害者が性交を拒むことができないほどの強い支配服従関係が形成されておらず、その時の被害者の状態が（心理的）抗拒不能状態だったとするには合理的な疑いが残るとして無罪とした。（その3年後、控訴審では懲役10年の判決となっている。）

これら4件の無罪判決を受けて、フラワーデモ（きっかけは4月11日に花を持って東京駅に集まろう）が全国で行われるようになり、日本版# Me Too、#With You運動を広げている。この運動の目的の一つが不同意性交罪の成立である。

今回改正された点について詳しく見ていこう。

2. 今回改正点

1) 不同意わいせつ・不同意性交

改正点の第一は、被害者の「同意していない」わいせつ行動や性交（肛門性交・口腔性交を含む）が犯罪となること、名称もわいせつや強制性交等から不同意わいせつ・不同意性交とされる。「同意していない」とみなされるのは従来の暴行・脅迫と並んで次の8つの行為である。従来に比べ、具体的で、より広範な解釈が可能となった。

- ① 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- ② 心身の障害を生じさせること又はそれがあつること。
- ③ アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があつること。
- ④ 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- ⑤ 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。（急に襲われる時など）
- ⑥ 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。（ショック状態に陥っているなど）
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつること。
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。（教師と生徒、職場の上司と部下など拒むことが困難な状況など）

なお、この内容は、婚姻の有無にかかわらず適用される。

2) 性交同意年齢の引き上げ

従来、旧強制性交罪までは、13歳が性交同意年齢の下限とされていた。性交の意味を理解できるかどうかかわからない13歳で、「性交に同意」は無理があると

指摘されていたが、今回の改正で16歳に引き上げられた。また、被害者が13～15歳の場合には、同年代同士の恋愛の処罰を避けるために5歳以上の年上の相手を処罰の対象としている。年齢差が5歳未満の場合はそうはならない。

3) 16歳未満の者に対する面会要求行為等の罪（新設）

近年のSNS等を仲介として、無理やり面会を要求して性被害等に遭遇することが多い状況に鑑み、次の状況下での16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求や実際の面会に罰則が設けられた。

また、わいせつ目的の写真撮影やわいせつ写真の送信なども同様の罰則が設けられた。なお、被害者が13～15歳の場合、5歳以上離れている場合処罰の対象となる。

- (1) 面会要求（1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）
 - ① 脅したり、騙したり、誘惑したりして面会を要求する
 - ② 拒否したにも関わらず面会要求を繰り返す
 - ③ 金銭等利益を供与し、または約束して面会を要求する
- (2) (1)の結果実際にあつること（2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金）
- (3) 写真撮影（1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）
 - ① 性交場面の撮影および送信
 - ② 性的な部位へ接触する撮影、性的な部位の露出撮影およびそれらの送信

4) 公訴時効期間の延長

公訴時効とは刑事手続き上の概念で、犯罪が終わつた時から一定期間を過ぎると公訴ができなくなる（犯人の処罰ができなくなる）制度である。不同意わいせつ罪については、7年から12年に、不同意性交罪については10年から15年にそれぞれ5年延長された。

また、性犯罪は年齢が低い場合には被害者の身に何が起こつたのかよくわからないことも多いことから、被害者の年齢が18歳未満の場合には、この時効は18歳になるまで停止され、18歳になった時から発効することとなった。

図1 強制性交推移

(出典:警察庁)

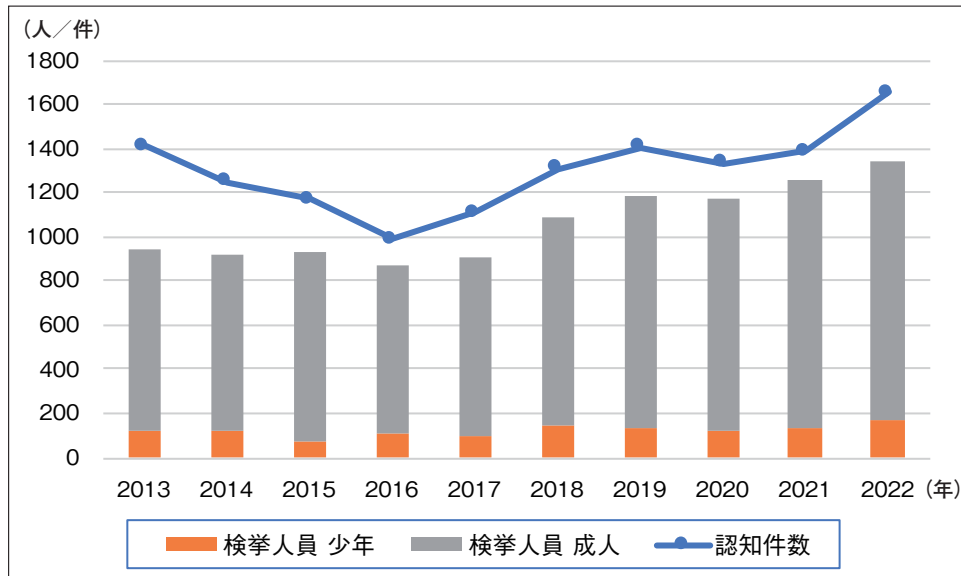
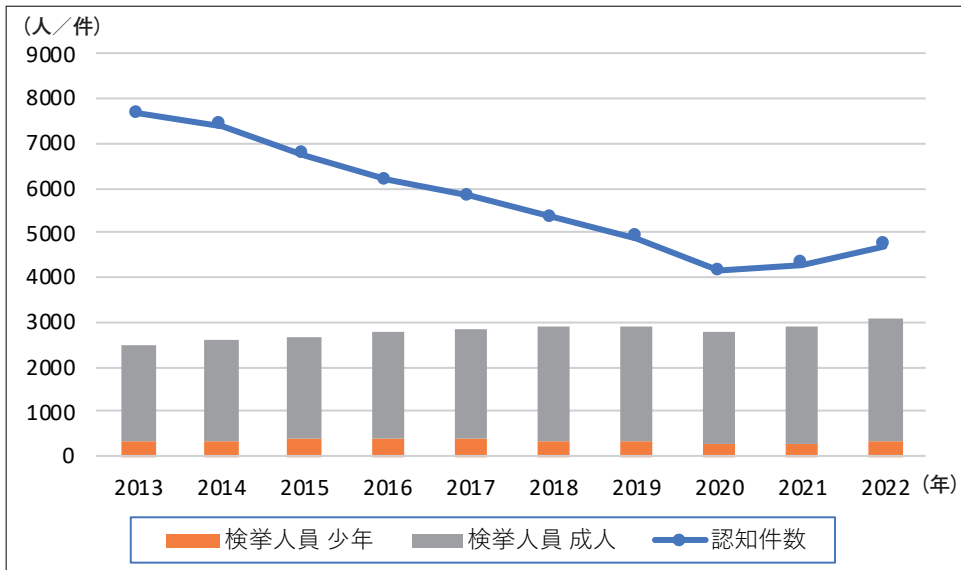


図2 強制わいせつ推移

(出典:警察庁)



統計からみた性被害等の状況

2020年以降、コロナパンデミックに伴い様々な行動制限下での生活を余儀なくさせられる結果、「対面で」人と付き合う機会や場面が著しく減少している。また、対面であっても、マスクをしていることによって人の表情がうまく読み取れなくなっているともいわれている。

これらのことは男女交際場面においても少なからぬ影響を与えるであろう。前回の刑法改正が行われた2017年以降に焦点をあて公的統計からみた性被害の状況をみてみよう。

1) 強制性交・強制わいせつ

2017年の刑法改正により、従来、強制わいせつとされていた行為が強制性交罪となったため、強制わいせつは減少し、強制性交罪は増加傾向にあったが、2020年以降共に増加に転じている。少年（20歳未満）、成人（20歳以上）ともに傾向は変わらない。また、被害者の年齢を男女別にみると、男性の被害者の割合は、強制性交：3.9%、強制わいせつ：4.4%であるが、年齢の構成比をみると、全体としては約8割は30歳以下であるが、女性（強制性交：80.2%、強制わいせつ：78.9%）に比べ、男性（強制性交：93.8%、強制わいせつ：90.2%）の方が若年層（13 - 19歳）に偏っている。

図3 被害者の年齢（男女別）

（出典：警察庁）

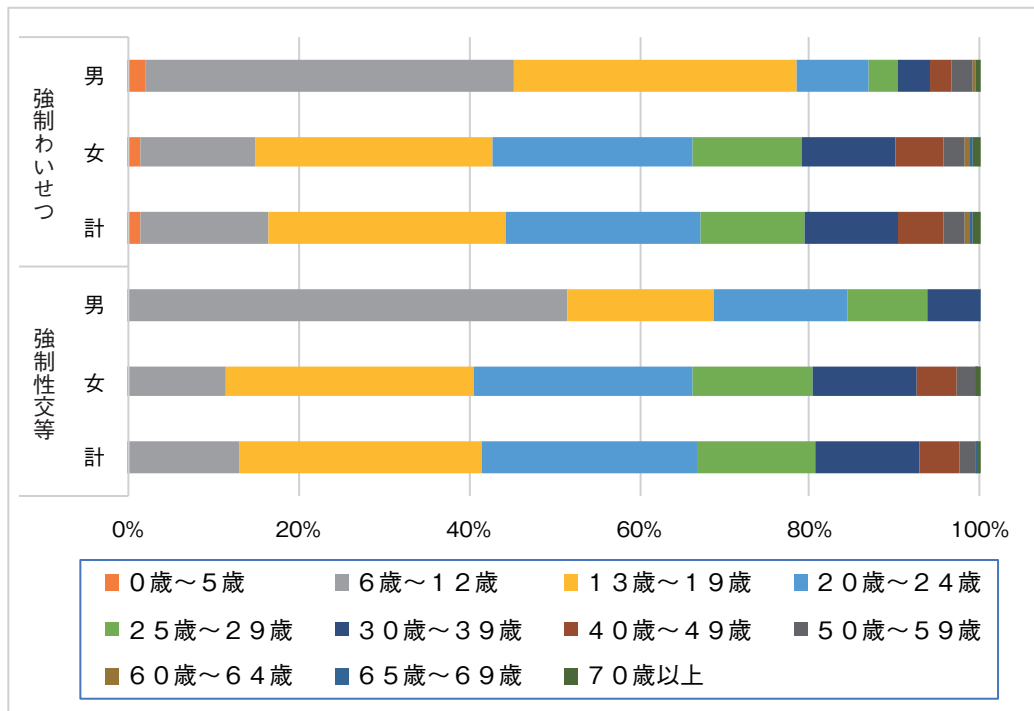
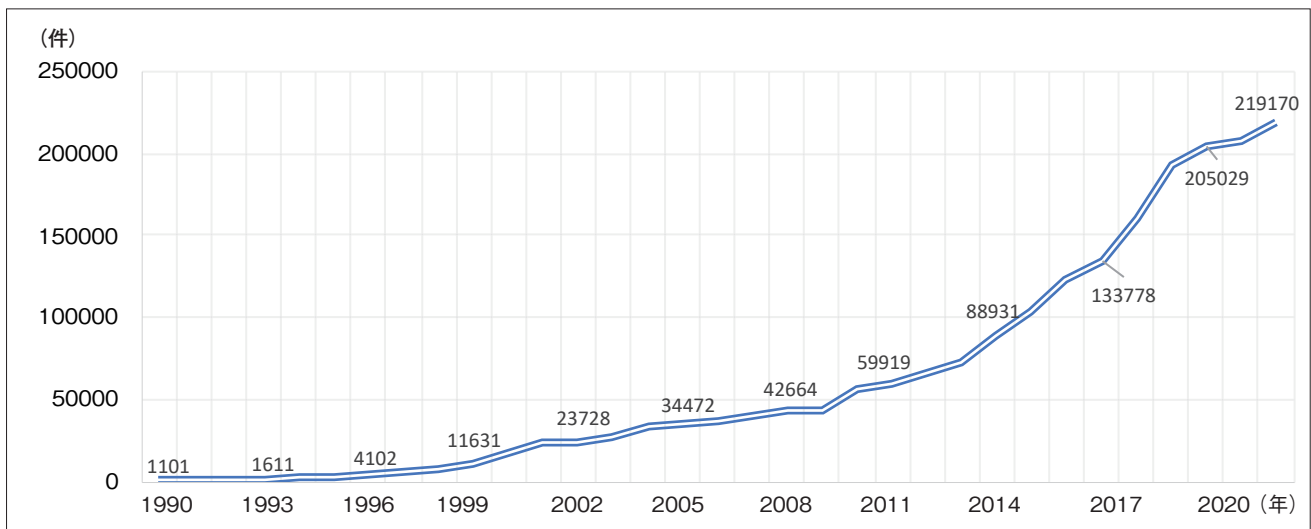


図4 虐待相談件数の推移

（出典：こども家庭庁）



2) 虐待・SNS利用の被害

虐待は専ら増加の一途をたどり、SNSによる被害児童数は概ね増加傾向にある。SNSによる被害は、中学生・高校生が大多数であるが、小学生も少数含まれている。被害の内容は児童ポルノ・青少年保護条例違反・児童買春が多いが、近年、強制性交・略取誘拐・強制わいせつ等の刑法犯被害も増加している。

これら公式統計による推移を見る限り、性に関わる犯罪被害が顕著に増加しているとはいえない。しかし、この数年間、多くの人々の外出が制限されたことを考慮に入れば、今後の社会活動が元に戻ろうとし

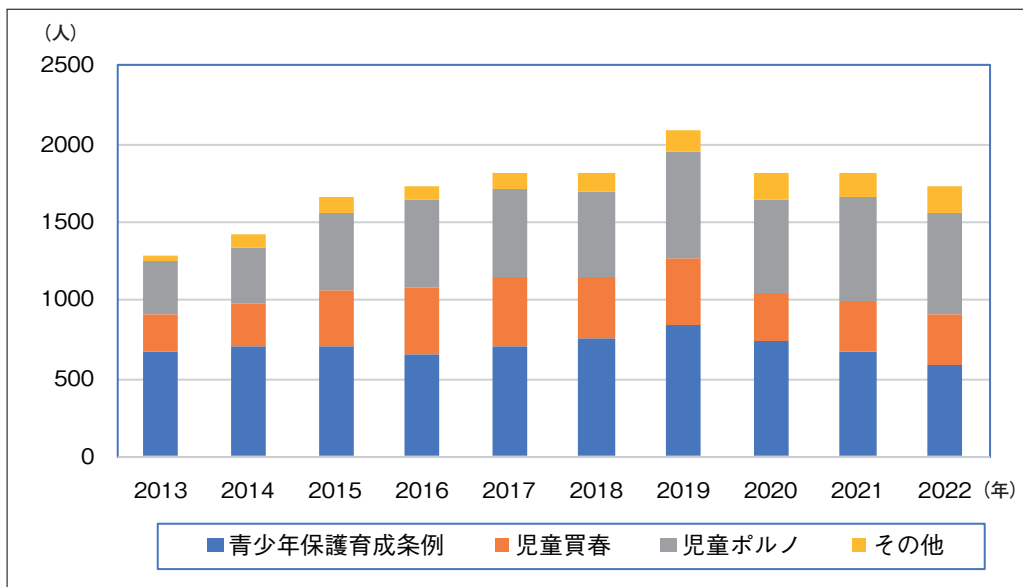
ている現在、その後の動向が注目される。

これからの性教育に求められること

今回の刑法改正を受けて、被害者の視点を取り入れられたと評価がある一方、広範な犯罪の定義のため、えん罪が増えるのではないかと指摘もある。今回の改正で、最も重要と思われるのは、相手の同意していない性交やわいせつは犯罪となるということである。不同意と認められる具体的な状況がいくつか設定されてはいるものの、「同意」・「不同意」の境界はいつで

図5 SNS利用による被害児童数

(出典：警察庁)



も曖昧である。

また、性交同意年齢が16歳に引き上げられると共に、年齢差が5歳に満たない場合の特例も設けられ、(14歳と17歳)、(15歳と16歳)などの場合——中学生・高校生の年齢ではありがちな年齢差——は処罰の対象から外れる。もちろん相手が不同意の場合には犯罪である。不本意な同意は、相手を犯罪者にすることもありうる。

加害者にも被害者にもならないようにするにはどのようなことに気を付けたらよいのだろう。これから成長する子どもたちが気を付けることを考えてみよう。

1) 性の自己決定力を身につける

性交について、相手の意志の尊重・性の自己決定が求められている。性の自己決定は、思春期に突然求められるようになるわけではない。幼少期より各発達段階、個人の発達に応じて、性に関わる身体発達の知識、適切なスキルを実践できる判断力を身につけ、様々な場面で自己決定ができるようにしていく必要があるだろう。

たとえば、性の自己認知ができるようになる2、3歳の頃から、プライベートゾーンの認識、見知らぬ人に見せたり、触らせたりしてはいけない体の部分があること、他人に対しても、そうしたことを要求してはいけないというようなことから学習させよう。

新しい知識や情報を得ることは、自己の行動選択に役立つ。また、知識の獲得は、幼い時からの積み重ね

が重要であることは言うまでもない。日常生活で必要な様々なスキルを身につけること、発達に応じた適切な対人関係を築くことは、性の問題のみならず、各発達段階において有効な人間関係スキルでもあろう。

また、若年の性交での課題は、望まない妊娠の防止と性感染症の予防である。その知識を十分獲得したうえで自己決定であってほしい。

2) ノーといえる関係

男女交際は年齢にかかわらず、うまくいっているときはいいが、関係がもつれるとトラブルになりやすい。特に若年の場合、判断力も十分ではなく、相手から誘われた時に、断ると嫌われるのではないかと、あまり乗り気ではないのに「ノー」というのをためらってしまったり、誘われた時にその気になっているのに、一度は「イヤ」と言わないといけなそう思ったりなど、自分の意志とは異なる行動選択をしてしまうことは決して少なくない。

近年、SNSで知り合い、ヌード写真を送ってほしいなどと言われ、断れず送った写真がネットに拡散するのはしばしば見られる事例である。自分で嫌なことははっきり伝えよう。

自分の意思を持ち、それを明確に表現し、相手に伝えることは生きる上での必要最低限のスキルである。自分のしたくないことははっきりと「ノー」と言おう。その「ノー」は今はその気がないのか、そのパートナーと交際するのがダメなのか、今少し考える時間

が欲しいのか、相手の人格を尊重しつつ回答することも大事である。

3) あきらめる潔さ

男女間のトラブルで、殺人事件に発展してしまう不幸なケースも少なくない。近年、ストーカーまがいのことを繰り返したあげく殺人に至ったケースも見受けられる。ストーカー事件の多くは、恋愛感情のコントロールというよりは、人間関係のコントロールの失敗という側面をも有している。しつこく追いかければ何とかかなるといわれることもあるが、断られたら潔く身を引くことも大事である。

ある人との交際がうまくいかなかったことは、一瞬人格のすべてを否定されたように思われるかもしれないが、たまたまその人との縁がなかっただけで、決して人格のすべてが否定されたわけではなく、縁がなかっただけである。新しいスタートに向かって出直そう。そして、密接過ぎず、さらっとしすぎず、他の人との適切な距離の取り方を学んでいこう。

4) 性被害にあったら

ジャーニーズの性加害問題が公に報告されて以来、男性の性被害にも改めて焦点が当てられるようになった。性加害者になることは防止できても、性被害者になることは誰もが望むものではないにもかかわらず、遭遇する危険性は、残念なことではあるが、誰にでも起こりうる。

しばしば、被害者に過失があるように非難されることも稀ではなかったが、悪いのは被害者ではなく加害者である。性被害への影響は様々で、被害後、被害以前と同様の生活が継続できる場合もあれば、深刻な後遺症（PTSD；心的外傷後ストレス障害など）に悩み日常生活に支障をきたすことも少なくない。周囲の家族や友人がサポートにあたることも可能であるが、医師や心理師など専門家による適切な相談や治療が必要な場合もある。被害からの立ち直りの援助をしてくれる公的機関（警察など）や民間団体（被害者支援センターなど）も多く設立されているので必要に応じて利用してほしい。

また、被害防止教育のために法務省から小学生⁽²⁾、中学・高校生⁽³⁾、大学生⁽⁴⁾向けパンフレットも用意されているので活用してほしい。

これらに関する知識を得たからといって必ずしも防止できるとは限らないが、その後の適切なケアによって被害を最小化することは可能である。正確な知識を得ることは、適切な判断をしたり、適切な行動をとったりする上で不可欠である。発達途上にある若者ができるだけ被害者にも加害者にもならないように、不幸にして被害に遭遇しても、その影響が極力少なくなるように適切なケアがなされるように願わずにはいけない。

【注】

- (1) 園田寿 3月に続いた性犯罪4つの無罪判決の解き方
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2af065296dbbc910c039c0bc9966656f9fd6d2a6>
- (2) <https://www.moj.go.jp/content/001404802.pdf>



- (3) <https://www.moj.go.jp/content/001404806.pdf>



- (4) <https://www.moj.go.jp/content/001404808.pdf>



わたしたちの 性教育 アクション

気候条件の厳しい旭川市では生命の危機に直結

最初にはじめた活動は、SNSを中心としたアウトリーチとLINE相談「のーりみチャット」です。既存の相談窓口の利用時間帯やアクセス手段が利用しにくい層にアプローチすることを目的としました。

SNSでのアプローチに加え居場所づくりにも取り組みました。直接会って関係性を作ること、また、夜に安価に居られる場所が少ないことが主な理由です。

「行き場がない」状況は、困難の長期化や重複化を招く上、気候条件の厳しい旭川市では生命の危機に直結する可能性があります。当初は自宅を開放していましたが、より利用しやすくするために街の中心部にあるレンタルスペースを利用し「出張のーりみ」として開設しました。

セカンドハウスの開設・生理用品の設置

活動開始のきっかけでもあり、活動の中で必要性が高まったことから、2021年6月に「セカンドハウス」を開設しました。成人限定ですが、気軽に一日単位で滞在できる部屋で、住む場所の喪失に対応ができるようになりました。現在はネット上には情報を公開せず、相談の中で必要に応じて利用をしています。

2021年12月から、他の団体と共同で商業施設への生理用品設置プロジェクト「Set Up ASAHIKAWA」を開始しました。生理の貧困が話題になり行政での配布も始まりましたが、貧困支援ではなく当たり前の権利の保障をと考え、入場にお金がかからず誰でも使える市街地の商業施設への設置としました。現在は2施設に設置しています。

市内で活動する団体との連携

2022年度は市との協働事業を行う機会があり、1年限定ですが啓発のための事業として「女性の生きにくさ解消のために、今旭川で出来ること」、「生きづら

#9

「のーりみベース」を中心として、より柔軟な活動を目指して

NOLIMIT 旭川 (のーりみ)



レンタルスペースを利用した「出張のーりみ」の看板と無料配付している日用品や食料

さをジェンダーから考える」と題して2回の講演会を開催しました。また、市内で活動する団体との連携を図るために「旭川市女性関連団体交流会」を実施しています。

困難に対処するだけでなく、困難を抱えにくい社会にするため、社会のほうが変わることが必要だと考えています。

課題と今後の展望

のーりみは現在、支援者の皆さんからの寄付と、メンバーのボランティアによって運営されており、資金不足と人員不足は慢性的な課題となっています。また、問題の複雑さから対応が困難なこともあり、関係団体とのネットワークづくりも取り組まなければならないことの一つです。

2023年8月から事務所兼常設の居場所として「のーりみベース」を開設しました。今後はこの場所を中心として、より柔軟な活動ができたならと考えています。

(文責・yuki)

一般社団法人 NOLIMIT 旭川
代表 yuki

北海道旭川市で困難を抱える若年女性（18歳～20歳代）たちのコミュニティ形成・相互協力・サポートを目的として設立された。

<https://sites.google.com/view/nolimit-ashkw/>

Twitter : https://twitter.com/nolimit_ashkw_

お問い合わせ : nolimit.asahikawa@gmail.com



Nothing About Us Without Us

PWA 宣言とも呼ばれる 1983 年のデンバー原則や当事者参加の重要性を明記した 1994 年パリ・エイズサミットの GIPA 原則（HIV 陽性者のより積極的な参加）に共通するのは、以下のメッセージだろう。

Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きで決めないで）

当然の考え方に思えるが、それが当たり前になったのは、エイズの流行という世界史的な試練を経た結果ではないか。相変わらずの知ったかぶりで恐縮だが、最近まで私はそう思っていた。

いまでも引用する時には「About Us」と「Without Us」のどっちが先だったかな？ と、まごつく。基本ができていない。もう一度、調べなおそう。

1998 年には『Nothing About Us Without Us』というタイトルの本が米国で刊行されている。著者のデビッド・ワーナー氏は 2009 年に来日した際、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会の情報サイト DINF（障害保健福祉研究情報システム）のインタビューでこう語っている（欄外アドレス①参照）。

《Nothing About Us Without Us という言葉は自立生活運動のスローガンとして使われていて、そこから拝借したのです。この言葉はこの本のタイトルとしてとてもふさわしいと思いました。この本は、障害者の方々自身やその家族が問題を探求するプロセスに関わり、単に専門家が指導するよりも良い結果が得られるという事実に基づく様々なストーリーのコレクションです》

では、自立生活運動とは何か。全国自立生活センター協議会の公式サイトは、「自立の理念」のページでこう説明している（欄外アドレス②参照）。

《自立生活運動とは、障害種別を超えて誰もが人としての当たり前の尊厳と権利が守られるために、エンパワメントしあいながら仲間とともに社会を変えていくことです》

Nothing About Us Without Us はこの運動のスローガンとして 1960 年代に米国で普及し、国境もジャンル

も超えて広がっていった。エイズ分野で GIPA 原則が重視される前にも、女性運動や性的少数者の権利擁護運動を力づけてきた経緯がある。そして、米国のゲイコミュニティがエイズの流行という試練に直面した時に社会的なスティグマや差別と闘う支えにもなった。

国内のエイズ対策に目を転じてみよう。日本 HIV 陽性者ネットワーク JaNP+ の NEWS LETTER 第 32 号（2017 年 6 月）には、大阪府立大学（現・大阪公立大学）の東優子教授が『ノーモア・リップサービス「個別施策層」と「キーポピュレーション」の類似点と相違点』という論文を寄稿している。その最初の小見出しが Nothing About Us Without Us だった。

用語説明が続くが、もう少しだけお付き合いいたこう。個別施策層は、1999 年のエイズ予防指針に明記された概念で、『施策の実施において特別な配慮を必要とする人びと』を指す。指針はほぼ 5 年ごとに改正され、2018 年告示の現行指針では、MSM（男性とセックスをする男性）、性風俗産業の従事者、薬物使用者が主な対象に挙げられている。

一方、キーポピュレーションは『HIV が身近にあり、感染する可能性が高く、HIV 対策の成功に向けてその関与が重要なカギを握る人口集団』（UNAIDS）で、個別施策層と重なる部分も多いが、コンセプトの方向性がやや異なる。対策の成否を左右する担い手でもあるのだ。具体的には「HIV 陽性者、MSM、トランスジェンダーの人たち、薬物使用者、セックスワーカー、受刑者など閉鎖された環境にいる人」が含まれる。

私がエイズ取材を始めた 1987 年当時は「ハイリスク集団」と呼ばれていた。感染を広げる危険な集団の印象が強い。1999 年段階で感染症法に基づくエイズ予防指針が「個別施策層」を採用したのは、国内でゲイコミュニティの感染が拡大する前夜であり、配慮の明記は適切な選択だったと思う。ただし、四半世紀近い時間を経て、次期改定には「対策の担い手」としての意味合いを加える必要もありそう。キーポピュレーションと個別施策層についてもう少し続けよう。

出会いは世界を広げていく

交流会を通して

第9回

土肥いつき DOHI ITSUKI

京都の公立高校教員。24時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

担任としての経験

交流会をしていると、「交流会の日にクラブ活動があるので」と欠席するようになる参加者がいます。そんな時、寂しさを感じる一方、「よかった」とも思います。なぜなら、クラブ活動に参加し、「普通の」学校生活を送れるようになったということだからです。

交流会は、あくまでも学校を補完するものだと思います。したがって、学校に居場所ができれば、みんな自然と交流会から離れていきます。次に交流会に来る時は、多くの場合「いい報告」をしてくれたり、卒業生として後輩たちのサポートをしてくれたりするようになります。では、学校の中の居場所とはどこか。その最も基本的な場所はやはり「クラス」だろうと、わたしは考えています。そこで、今号と次号では、交流会の前提としてのクラスづくりについて書こうと思います。なぜなら、クラスで「できないこと」こそが、交流会が担わなければならないことだからです。

わたしは教員生活5年目にはじめて1年生を担当をし、そこから3回卒業生を送り出しました。

はじめの担任の時は、大張り切りをしていた記憶があります。まず、入学式の週にみんなでクラススローガンを考えました。その時のスローガンは「君は一人じゃない。後ろには48人の仲間がいる」でした。模造紙を4枚ほどつないだ紙をつかって、習字が得意な生徒にこのスローガンを書いてもらい、クラスの後ろに貼り出しました。突然貼り出された巨大なスローガンに、教科担当がびっくりしていたことを覚えています。ちなみに、なぜこのスローガンにしたのかを生徒に聞くと「先生がこれにしたそうだったから」とのことでした。夏休みには同じ担任団の反対を押し切って、全戸家庭訪問をしました。この時は、とにかく「土肥色」を前面に押し出したクラス運営をしました。

人権教育の世界には「非行は宝」という言葉があります。当時のわたしは「宝の山のクラスをつくらう」と思ってヤンチャな子らを集めたので、たいへんなクラスになりました。いわゆる生徒指導に引かかるのは日常でした。生徒が謹慎になると、「話し込むには

ちょうどいい」と、家庭訪問を繰り返しました。ただ、一番焦点化していた生徒が進級できず、その責任をとって、2年次には担任を外されてしまいました。それでも翌年、担任に復帰して3年生を持ち、再びヤンチャな子を集めました。文化祭の演劇では「進学クラスに負けるな」とハッパをかけました。その言葉に答えてくれたのか、みんな真剣に演劇にとりくみ、進学クラスをおさえて2位をとることができました。

翌年、2度目の1年生の担任になりました。この時もヤンチャな子を集めたクラスをつくりました。謹慎になる生徒や家出する生徒がおり、1年間の家庭訪問は100日にもなりました。一方、わたしのクラスには在日コリアン生徒であるSさんがいました。わたしの勤務校には在日外国人生徒が集まる「社会科学研究部（以下、社研）」というクラブがあります。社研の活動が交流会の源流となりますが、それはまたあらためて書くことにします。わたしはSさんを社研に誘い、一緒に活動することにしました。Sさんは社研の活動を通して出会った民族名を名取る同胞生徒に刺激を受け、1年生の3学期に民族名を名取りました。

また、わたしは部落の生徒とのつながりを求めて週1回隣保館で行われている高校生の集まりにも参加していました。3年生を担当した時は、部落出身生徒のTさんがクラスで自分の立場を語りました。

このように、カミングアウトする生徒が出てきたのですが、いつも「何かが違う」と感じていました。もちろん、生徒たちのカミングアウトに違いはありません。しかし、社研も隣保館の集まりも、クラスを補完するものでしかありません。ふたりのカミングアウトはそこでのつながりをもとにしたものであり、クラスに基盤を置いたそれではなかったのです。それができていないということは、当時のわたしのクラスづくりには何かが足りないということだと思いました。

そこで、3度目の1年生を持ったわたしは、やり方を大きく変えることにしました。そこで次号には、その時の実践について書こうと思います。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

性的なことは政治的なこと

「セックスが楽しくない」とお悩みの方に、朗報です。原因が判明しました。資本主義のせいでした！という、驚くかもしれない。でも、デートするにも、男女で「懐具合」が違う。結婚して出産すれば、「労働市場」から弾き出される。セクハラや口説き文句をやり過ごしてなお、男女の「所得格差」は埋まらない。子どもがいる女性の「失業率」は高く、貧困にあえぎながら、求められるのは家での「無償のケア労働」。仕事と家庭の重荷に押しつぶされながら、「セックスが楽しくない」なんて当たり前。セックスは、まさに経済の問題であり、政治や社会と切り離せない。

原題は“Why Women Have Better Sex Under Socialism (なぜ社会主義国の女性はよいセックスができるのか)”であり、社会主義国の暮らしを手がかりに、資本主義の社会のあり方を問うものである。ペンシルベニア大学教授である著者は、東ヨーロッパの社会主義崩壊と資本主義への移行が社会にもたらした影響を研究しており、2018年に出版された本書は、日本語訳が出た2022年までに世界14か国語で刊行されている。

「ベルリンの壁が崩壊したとき、多くの人々は西側の勝利に酔いしれ、社会主義を歴史のゴミ箱に捨て去ろうとし」たものの、社会主義国では労働者の待遇改善や社会的弱者に対する福祉制度があり、搾取や所得格差を減らす取り組みがなされていた。この点に着目した著者は、世界的な新自由主義の波が経済格差を生じさせ、「規制のない資本主義」によって女性が圧倒的にしわ寄せを受けやすい状況に置かれていることを指摘する。さまざまな事例やデータから、社会が女性の経済的自立を妨げ、女性が男性への依存を余儀なくされていることを描き出している。

もちろん、20世紀の社会主義国における女性政策



あなたのセックスが 楽しくないのは 資本主義のせいかもしれない

クリステン・R・ゴドシー著、高橋璃子訳
河出書房新社
定価 2090円（税込）

は手放して称賛されるものではない。セクシュアリティやジェンダーの多様性についての理解は遅れており、避妊方法の選択肢が限られ、出産が強制されていたのも事実。なにより女性への支援はあくまでも労働者として、母親としての貢献を求めるものであり、「女性の権利はけっして、女性個人の自由や自己実現のためとは捉えられていなかった」ことにも言及されている。

それでも、「競争的な労働市場」という、効率性や利益だけを重視したやり方では、差別構造は維持される。女性が「男性との性的関係」に頼らざるを得ない社会は、男性にとっても重荷が大きい。著者が「私たちの身体も、関心も、愛情も、すべては売買の対象にされてい」と批判するように、資本主義は人の愛情や関心を売却可能な商品に変えてしまう。

逆に、女性が経済的に自立し、愛情やセックスを「経済的交換」に用いなくてすむのならどうなるか？その答えが、原題にある「社会主義国の女性はよいセックスができる」という研究データである。複数の研究から、旧東ドイツの若者や女性は、西ドイツの人々と比べてセックスの満足度が高いという結果が得られたという。経済的自立と自信が性的な喜びにつながるという数々の報告について、「交換の思考に縛られない性的関係は、シンプルに楽しい」と著者は強調する。

本書は決して、古き良き社会主義を礼賛するものではなく、性の問題を経済格差だけに起因させてもいない。ジェンダーバイアスを中心に、人種差別などが重なることで事態がさらに悪化するというインターセクショナルな視点で捉え、全体主義に陥ることなく、民主主義のなかで、いかに社会主義的な政策を取り入れていくことができるかが論じられている。

日本においても格差と分断は拡大する一方である。人が幸せに生きるために、ジェンダー平等は欠かせない。セックスを楽しめるかどうかは、ベッドのなかの問題ではない。（大阪大学大学院教授 野坂祐子）

日本性教育協会（JASE）移転のお知らせ

事務局と資料室を下記のとおり移転いたしました。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【記】

住所 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-3 富山房ビル5階

電話 03-5801-6788 FAX 03-5801-6677

Email info_jase@faje.or.jp（変更なし）



東京メトロ半蔵門線／都営新宿線／都営三田線「神保町」駅A7出口より徒歩3分

★「JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室」のお知らせ★

下記の期間を休室といたします。

【休室期間】2023年12月25日(月)～2024年1月5日(金)

【開室】2024年1月9日(火)11時～

【新資料室の利用予約】必ず事前に電話で予約が必要です。

TEL03-5801-6788

▶▶ 12月23日(土曜日) 13:00 ~ 15:30 オンライン開催 ◀◀

北東北性教育研修セミナー2023・冬 トラウマを語るとき 性のありよう、「マイノリティ」としての経験

マイノリティとして生き、その中で性暴力被害を経験する。

そのことをどのように経験し、どのように内在化し、時に抗い、時に対峙し、語ることが可能なのであろうか。

LGBTIQ+に関わる「理解」が語られる社会の中で、誰が理解しようがしまいが、今ここにある「生きづらさ」と向き合い続ける当事者たちがいる。自らのトラウマを語るということはどういうことなのか。またそこに SOGIESC という交差性がある時、それらはどう関与するのだろうか。自らの経験、そしてこれまで出会ってきたクィア性暴力サバイバーたちとの経験を踏まえ、語りを深めたい。トラウマを語るることについて、一方的な語りだけではなく、みなさんと意見を共有できる時間も持てたらと思っています。

【講師】

岩川ありさ：文学研究者。専攻は、現代日本文学、フェミニズム、クィア批評、トラウマ研究。現在、早稲田大学文学学術院准教授。主な著書に、『物語とトラウマクィア・フェミニズム批評の可能性』（青土社、2022年）。『群像』2023年7月号から、「養生する言葉」を連載中。「すばる」2023年8月号で、短編小説「僕と自分を呼ぶことが義務づけられた私」を発表。8月に現代書館から刊行された反トランス差別ブックレット『われらはすでに共にある』に「雑踏の中でも見つけられる」を書いている。

岡田 実穂：Broken Rainbow - japan の代表として LGBTIQ+ の性暴力被害に関わる市民活動（相談支援、政策提言、支援者育成等）を中心に、性の権利に関わる市民活動をしている（北東北性教育研修セミナー実行委員会、青森レインボーパレードコミュニティカフェ Osora ni Niji wo Kake Mashita etc）。

方法 オンライン（ZOOM を使用）※詳細は申込者に直接連絡

参加費・問合せ先等

主催：北東北性教育研修セミナー実行委員会 **協賛**：日本性教育協会（JASE）

参加費：北東北（青森・秋田・岩手）在住の方、無料。北東北以外に在住の方 1000 円（事前振込）

申込み：http://ptix.at/DD7MXAまで、名前、連絡先メールアドレス、所属（ある方）を明記の上。

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧予約】事前に電話で予約が必要 [tel 03-5801-6788]。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】月～金曜日しばらくの間 11:00 ~ 17:00

【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献 ・資料

→資料検索



統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、セクソロジー、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集、ダイヤモンド文庫、団体資料・手引き・白書（都道府県資料、大学関連資料、官公庁資料など）ほか。

https://opac.jp.net/Opac/search.htm?s=NS1JJEYq24WsoCGy_N7GNQ_WQaeg

すぐ授業に使える

性教育実践資料集

中学校改訂版

〈主な内容〉

- 第1章 中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）
- 第2章 性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）
- 第3章 指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／8つの1年生の指導事例／6つの2年生の指導事例／6つの3年生の指導事例／7つの個別指導事例／5つの組織の指導事例）
- 第4章 参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）



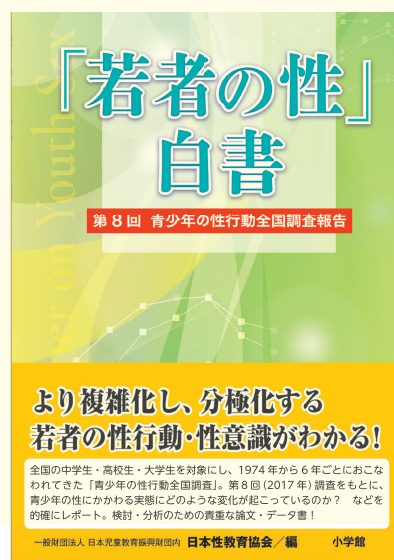
定価 2,200 円（税込） B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回 青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～



定価 2,420 円（税込） A5 判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！